平成２２年（フ）第６０８号
千葉県山武郡九十九里町小関2182番地４
破産者　奈良　泰利
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３０３１号
横浜市保土ケ谷区神戸町134
破産者　株式会社アドテックシステムサイエンス
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２４号
横浜市青葉区荏田町203番地、商業登記簿上の本店所在地横浜市青葉区荏田町207番地
破産者　株式会社マイスター
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４号
静岡県浜松市西区入野町4904番地の９
破産者　株式会社ティーズデザイン
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
大阪府岸和田市土生町1365番地の３
破産者　有限会社フジタ企画
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４３８号
東京都新宿区北新宿２丁目２番10号
破産者　株式会社キャピタル
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
兵庫県姫路市駅前町228番地
破産者　アスク有限会社
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７５号
奈良市窪之庄町21番地６
破産者　有限会社イシムラ
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第４５２号
香川県高松市郷東町字乾新開796番地85
破産者　有限会社栗林木材市場
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６３６号
北海道石狩市新港南１丁目28番地26
破産者　旭光運輸株式会社
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５９号
北海道旭川市神居三条15丁目１番８号
破産者　株式会社大雪しずく本舗
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７８号
横浜市中区弁天通２丁目29番地
破産者　有限会社ゲスト企画
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９６号
横浜市港北区新横浜２－２－１メイツ新横浜1001号室
破産者　株式会社モトカイ
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３１号
横浜市鶴見区尻手１丁目12番15号
破産者　日本耕水株式会社
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９７号
横浜市青葉区恩田町29番１号
破産者　有限会社トヨモータース
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０号
相模原市緑区根小屋1230番地26
破産者　有限会社津久井ルーフサービス
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１１９号
岐阜県羽島市足近町５丁目478番地
破産者　前澤　敏夫
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第１００号
岐阜県瑞浪市陶町水上962番地の２の２
破産者　栗木　　淳
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２４８号
岐阜県瑞浪市釜戸町3885番地の４
破産者　水野　隆尋
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２９号
岐阜県中津川市付知町4950番地１
破産者　伊藤　　憲
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３９号
岐阜県中津川市付知町3107番地30
破産者　大山　一丸
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第３３３号
愛知県豊橋市三本木町字新三本木25番地
破産者　合資会社トレビアンマルヘイ
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部